

笹川保健財団理事長 佐藤英夫 殿 (FAX 03-6229-5388)

都労委命令を誠実に履行し、不服申し立てを行わないでください！

5月9日、東京都労働委員会(以下、都労委)は、笹川保健財団が労働組合の中心的役割を担っていた組合員2人(稲葉さんと大久保さん)を「不採用」として職場から排除した事案について、不当労働行為であると認定し、2人を職場に戻すことを命じる救済命令を出しました。

これはつまり国立ハンセン病資料館は、労働者を保護するための労働組合法第7条1号に違反する違法行為と、ハンセン病問題の解決をめざしているにもかかわらず反対に人権侵害行為を行っているということであり、このような極めて不適切な状態を生み出したのは、管理運営受託者である笹川保健財団に他なりません。笹川保健財団には国立ハンセン病資料館の社会的評価を貶めた責任があり、すみやかにその状態を改めるためには、まずは2人を職場に戻す必要があります。

笹川保健財団はこの都労委命令を誠実に履行し、中央労働委員会や地方裁判所への不服申し立てを行わないでください。

2022年 月 日

名前

住所(任意)

ひとこと

| |
|--|
| |
|--|